

## 委託業務仕様書

1. 委託業務番号 令和8年度 長教総第199号
2. 委託業務名称 長浜市立学校等遊具等保守点検業務
3. 委託業務場所 長浜市内57校園
4. 履行期限 契約締結日の翌日から令和8年11月30日まで
5. 業務内容

### 5-1 業務事前協議

- (1) 点検業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格（認定証・実務経験を証する書類・講習修了書）等必要な事項を総合的にまとめた業務計画書を作成し、提出すること。

### 5-2 点検業務等の実施

- (1) 点検業務は、（一社）日本公園施設業協会（以下「協会」とする。）による「遊具の安全に関する規準」（以下「規準」とする。）に基づき、遊具の破損や耐久の度合い、つなぎのゆるみ、固定部・可動部及びすべての部分が支障なく安全な状態で利用に供されるかどうかについて、目視、触診、聴診、打診、寸法・位置の計測等による安全性の点検（劣化点検）を実施すること。

- (2) 点検作業員は、協会の認定する「公園施設点検管理士」、「公園施設製品安全管理士」、「公園施設製品整備技士」または「公園施設点検技士」（以下「整備技士等」とする。）により実施すること。

ただし、整備技士等を有しない場合に、公園施設保守点検業務について5年以上の実務経験を有し、過去に官公庁が発注した同様の業務完了実績があり、点検業務の知識と技術、管理能力を有する者は整備技士等と同等とみなす。

いずれの作業員も3か月以上勤務していること。（別表参照）

- (3) 点検業務の作業日誌（作業日、天候、点検箇所、作業内容、その他必要な事項）を記録すること。また、点検作業時、 그리스等の注油及びビス・ナットの増し締め・欠損部の補充等の軽微な遊具の修繕（調整）は、適宜実施すること。
- (4) 点検の結果、遊具が「使用禁止の緊急処置が必要」と判断される場合、点検者は速やかに担当課に報告し、当該遊具が使用できないように使用禁止処置を講ずるとともに、使用禁止表示を行い利用者に事故が起きないように安全対策を実施すること。

### 5-3 業務完了報告

- (1) 点検結果については、協会の認定する「公園施設点検管理士」または「公園施設製品安全管理士」（以下「安全管理士等」とする。）により評価判定を行うこと。

ただし、安全管理士等を有しない場合に、公園施設保守点検業務について1年以上の実務経験を有し、そのうち管理業務を3年以上行った者で、過去に官公庁が発注した同様の業務完了実績があり、点検管理業務の知識と技術、管理能力を有する者は、安全管理士等と同等とみなす。

いずれの作業員も3か月以上勤務していること。（別表参照）

- (2) 点検作業終了後、規準に基づく点検結果総括表及び学校毎・遊具毎の点検報告書を作成し、速やかに提出すること。また、点検報告書には作業写真及び破損箇所等の写真を点検報告書と照合できるよう整理して添付すること。また、その点検結果総括表及び点検報告書はExcel等の汎用性のあるソフトウェアでまとめたものをCD-ROMに記録して提出すること。

なお、遊具点検総括表及び学校毎・遊具毎の点検報告書については、担当課が指示した様式又はそれに準じた様式にて報告することとし、表記等について担当課と事前に協議すること。

- (3) 点検結果に基づき、欠陥、破損等の発見又は、修繕等の必要がある場合は、これらについて今後の管理に対する考察（メンテナンスや修繕の可否、またその方法や概算費用等）を点検報告書に記入すること。
- (4) 修繕不可能な遊具又は、修繕するより新規購入の方が安価となる遊具については、その旨を明記すること。
- (5) 業務完了報告後、1年間は受注者の保証期間とし、協会の「公園施設団体賠償責任保険加入証」あるいはこれに代わる保険加入証を提出すること。また、保証期間中に万一事故が発生したときには直ちに現場へ直行し、2次被害の防止対策を講じた後、事故原因分析と被害者への説明等、迅速な対応を行うこと。

## 6. 留意事項

- (1) 点検作業の実施にあたって、訪問先の教頭または事務責任者に事前に電話連絡し、訪問時には直接教頭または事務責任者に作業開始を報告する。作業終了時その旨報告し退出すること。学校及び遊具利用者の安全確保に対し十分に留意するとともに、適用を受ける関係法令等を遵守し、業務の円滑な遂行を図ること。
- (2) 点検作業は、業務に適した服装にて作業を実施し、また、身分証等を携帯して作業に従事すること。
- (3) 遊具点検の結果、修繕が必要な場合は別途、見積入札等にて業務を発注する予定であるため、その修繕にかかる数量や仕様について、数量集計表にまとめること。
- (4) その他、業務の実施にあたり必要な事項は、担当課の指示に従うこと。

別表：業務作業者の区分と提出書類

| 区分                   | 点検業務  | 評価判定  |
|----------------------|---|---|
| (一社) 日本公園施設業協会の認定資格者 | 公園施設製品安全管理士、公園施設点検管理士、公園施設製品整備技士または公園施設点検技士   | 公園施設製品安全管理士または公園施設点検管理士   |
| 上記と同等の資格者            | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園施設保守点検業務について5年以上の実務経験</li> <li>● 官公庁発注の同様の業務完了実績あり</li> <li>● 点検業務に必要な知識・技能・管理能力など</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園施設保守点検業務について1年以上の実務経験、そのうち管理業務3年以上の経験</li> <li>● 官公庁発注の同様の業務完了実績あり</li> <li>● 点検管理業務に必要な知識・技術・管理能力など</li> </ul>          |
| 勤務要件                 | 3ヶ月以上勤務していること   | 3ヶ月以上勤務していること   |
| 提出書類 (※)             | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園施設製品安全管理士、公園施設点検管理士、公園施設製品整備技士または公園施設点検技士を証する書類</li> <li>● 過去の業務完了実績</li> <li>● その他業務に関係する各種資格証、証明証、修了証など</li> <li>● 勤務状況の確認できる書類</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 公園施設製品安全管理士または公園施設点検管理士を証する書類</li> <li>● 過去の業務完了実績</li> <li>● その他業務に関係する各種資格証、証明証、修了証など</li> <li>● 勤務状況の確認できる書類</li> </ul> |

※ 入札書添付書類および業務計画書において提出が必要となる書類